

1 ~~7~~8. 医療を担う人材の養成と資質の向上

2  
3 ○ 平成10年に行われた医師の需給見通しにおいては、医師の需要を最大、  
4 医師の供給を最小に見積もっても、平成29年（2017年）には医師が過  
5 剰になるという推計が示されている。医療の高度化、専門化等による需要面  
6 の変化や、医師の高齢化、女性医師の増加など供給面の変化など、その後の  
7 医療を取り巻く環境の変化や社会経済状況の変化等を踏まえた需給推計を行  
8 い、定量的な調査・分析を行うとともに、今後取り組む課題について検討す  
9 る必要がある。

10  
11 ○ 一方で、現状の医師の需給状況を見たとき、患者及び医師の双方から見て、  
12 医師は不足していると感じられる場面が多く、医療機関、診療科等、時間帯、  
13 地域による医師の偏在が指摘されている。医師の地域偏在と診療科等による  
14 偏在は、喫緊の課題として対応する必要があり、~~4-(2)-5~~に記載した対策  
15 について早急に検討することが必要である。

16  
17 ○ 上記のほか、「医師の需給に関する検討会」の中間報告書~~《調整中》~~（平  
18 成17年7~~0~~月）において整理されている課題について、引き続き検討して  
19 いくことが必要である。

20  
21 ○ 現状においては、医業停止を受けた医師（被処分者）は、医業停止期間を  
22 過ぎれば、特段の条件無く医業に復帰することができるが、被処分者は、職  
23 業倫理の欠如や医療技術の未熟さ等があつて、期間を定めた医業停止という  
24 行政処分のみでは、十分な反省や適正な医業の実施が期待できないことが指  
25 摘されている。

26 このため、被処分者に対して再教育を義務づけること、及び新たな行政処  
27 分の類型の新設を検討することが必要である。

28 ○ 「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」報告書（平成1  
29 7年4月）において、再教育のあり方（目的、内容、対象者、助言指導者、  
30 再教育の提供者等）について整理し、医師法改正による被処分者に対する再  
31 教育の義務付けや、助言指導者の養成等の環境整備等を提言しているところ  
32 であり、報告書の具体化に向けた検討を進めるとともに、看護師等について  
33 も、行政処分を受けた後の再教育についての検討が必要である。

34 ○ また、上記報告書においては、戒告など医業停止を伴わない新たな行政処  
35 分の類型をの設置することや、長期間の医業停止処分について、免許取消と